

大分県報

令和二年
号外（七四）
八月二十五日

（火曜日）

目次

告示

大分県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長……………
新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象の指定……………

告示

大分県告示第四百七十七号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十二条第二項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和二年七月四日以降に到来するものについては、条例第二十一条第一号及び第二号の規定により課する個人の県民税、条例第六十条第一項の規定により申告納付すべき自動車税の環境性能割、法第七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割、条例第八八条の規定により課する狩猟税並びに法附則第二十九条の十一及び第二十九条の十二第一項の規定により申告納付すべき軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

県名

指定地域

熊本県

人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町

令和二年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第四百七十八号

大分県税条例の一部を改正する条例（令和二年大分県条例第二十一号）第二条の規定による改正後の大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）附則第二十六条第一項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして知事が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第六十号）第三条第一項の規定により文部科学大臣が指定した行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄とする。

令和二年八月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

附則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。